

令和6年3月21日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和6年3月21日(木)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 令和6年3月21日(木)
午後1時42分
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま 3階 視聴覚室
- 4 出席委員の氏名 廣田康男
塩見佳扶子
和田大顕
加藤由美
織田信夫

5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの

教育部長	垣谷敏数
教育委員会事務局理事	足立高広
教育総務課長	西躰一欽
次長兼学校教育課長	八瀬正雄
学校教育課担当課長兼教育総務課	八坂嘉展
学校教育課総括指導主事	中川清人
学校給食センター所長	村瀬勝子
生涯学習課長兼中央公民館長	岸見貴志
中央公民館管理担当次長	荻野幹雄
図書館長	山路智子

6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者

教育総務課長	西躰一欽
--------	------

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

なし

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教育委員会会議録

1 開会

廣田教育長が開会を宣告。

廣田教育長 次に、現在のところはありませんが、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

廣田教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 教育長報告の要旨

廣田教育長から以下の報告がありました。

(1) インフルエンザ様疾患による学級閉鎖の状況

学級閉鎖（2月21日～計7学級）

【インフルエンザ】

○大正小学校6年1組	2/21(水) 給食後～2/24(土)	解除
○大正小学校6年2組	2/26(月) 給食後～2/28(水)	解除
○修斉小学校4年2組	3/5(火)～3/8(金)	解除
○大正小学校6年2組	3/5(火) 給食後～3/7(木)	解除
○修斉小学校6年1組	3/14(木) 給食後～3/17(日)	解除
○修斉小学校2年2組	3/18(月) 給食後～3/21(木)	解除
○修斉小学校3年2組	3/18(月) 給食後～3/21(木)	解除

それでは、教育長報告を行います。

2月の会議では、インフルエンザの感染が急激に増え、コロナウイルスの感染も拡大する中、学年・学級閉鎖の数は28と報告しました。そこからは少し落ち着いた状況となっておりますが、小学校で7学級が閉鎖措置を行いました。以前であればこの数字でも多いと感じていたはずで、2学期以降、我々の感覚がマヒするくらい、猛威を振るったとも言えます。卒業式へ大きな影響を及ぼすことがなかったのが幸いでした。学校現場は、対応に苦慮しながらも工夫してここまでよく頑張っていたいただいていると思っております。

(2) 令和6年第1回福知山市議会定例会 代表質問（3/5・6）

3月5日(火)

中嶋 守 議員

【質問の事項】

ラーニングイノベーション・プロジェクトの成果と課題、今後の展望を問う

【質問の要旨】

①これまでの事業の経過は。

(答弁)

・本事業は、福知山公立大学情報学部と連携し、令和3年度から令和5年度までを研究開発期間と位置づけ、1つは、学習データを分析するシステムの構築、もう1つは、タブレット型端末を活用した教育ツールの開発を進めてきた。

・1つ目の分析システムの構築に向けては、まず、児童生徒のタブレット型端末に導入されているデジタルドリルの学習データを用いてできること、データの収集の仕方や匿名化処理の方法、学校現場が求める学習履歴分析ツールなどについて公立大学と協議・研究を進めながら共同開発を行ってきた。

・そして、共同開発によってできた分析システムをモデル校において試行的に運用を重ね、さらによりよい機能を付加するために開発を続けてきた。

・その結果、今年度より、すべての学校で試行運用を行い、学習データを集約・分析することで、本市全体の学びの状況を把握し、それを各学校へ提供するといった分析システムを構築することができた。

・2つ目の、教育ツールの開発については、分析システムと並行して、児童生徒の気持ちの変化への気づきや不登校の未然防止の視点で、心の健康状態を読み取ることができるツールを公立大学と共同開発してきた。

・開発したツールを心の可視化ツール「すくすく」と名付け、モデル校での試行運用や改良を経て、市立小中学校で試験的に導入を行ってきた。

【2回目以降】

【質問の要旨】

①分析システムや心の可視化ツールとは具体的にはどのようなものか。

(答弁)

・分析システムは、匿名化した学習データを収集し、分析することで、本市の学習の習熟度などを把握し、そのデータを各学校へフィードバックし、学校での教員の指導力や児童生徒の学力の向上につなげるものである。

・具体的には、分析で得られた学校ごとのデジタルドリルの取組状況、市全体の問題ごとの正答率、市全体の正答率と各校の正答率との比較、などについて各学校へフィードバックを行った。

・心の可視化ツールは、児童生徒がタブレット型端末で毎朝自分の心の状態に近いイラストスタンプを選び、担任に送信することで、担任が個々の子どもたちの心の状態を把握できるソフトウェアである。

・このスタンプは心の状態によって色分けされており、児童生徒のその日の気持ちや状態、2週間分の状況が一目で分かるようになっている。

・これにより、心配なスタンプを選んでいる児童生徒への働きかけに活用できる。

・本ツールは、文部科学省の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」が提唱する、ICTの活用による「心の健康観察」を先行的に導入したものである。

【質問の要旨】

②本事業の成果と課題は。

(答弁)

・学力分析システムの成果は、本システムを効果的に活用することで、教員は、児童生徒の習熟度などを把握することができ、授業での学び直しや指導方法の改善につなげることができる。

・学校は、自校の状況を知ること、教員の授業力向上のための研究や研修を進めることができる。

- ・また、分析システムが定着すれば、教員が行っている問題の採点や評価、分析などの作業が効率化されるなど、教員の業務負担軽減の視点でも有益である。
- ・課題としては、デジタルドリルの利用を促進し、豊富なデータによってデータ分析結果の信頼性をさらに高めることである。
- ・また、分析システムを運用する際、操作や手順が複雑な点があり、より簡略化させるとともに、分析のサイクルを学校現場に浸透させる必要がある。
- ・次に、心の可視化ツールの成果としては、子どもたちの心の小さなSOSを見逃さず、早期支援に結び付けることが可能となることである。
- ・実際に、本ツールの活用により、心配な状況が続いた生徒に対し、個別に相談にのったことで、生徒の抱えている不安や悩みをつかみ、その解消に向けた働きかけができたとの報告もある。
- ・課題としては、本ツールだけで子どもたちの心の状態のすべてを把握するものではなく、変化に気づくためのツールとして使用することが大切である。

【質問の要旨】

③今後の展望についての考えは。

(答弁)

- ・学力分析システムについては、学期ごとに市全体でデータを収集し、分析しものを、各校へフィードバックするというサイクルを定着させ、教員の指導力や児童生徒の学力の向上に生かしたいと考えている。
- ・また、心の可視化ツールについては、昨年12月からの試行を経て、各校からの意見をまとめ、改良を加えていく。
- ・先程も述べたが、児童生徒の気持ちの変化に気づいたり、不登校の未然防止に役立てたりするツールとして活用したい。
- ・分析システムと心の可視化ツールは、いずれも、令和6年度から市立小中学校で本格導入していく。

3月6日(水)

大谷洋介 議員

【質問の事項】

学校施設の老朽化対策・防災機能強化の推進について

【質問の要旨】

①本市の学校施設の築年数や、建築基準法第12条に基づく調査、点検の状況は。

(答弁)

- ・本市の小中学校施設の築年数については、令和5年度時点で、教室棟、体育館等200㎡以上の建物が75棟あり、そのうち42棟の建物が築40年を超えており、老朽化が進んでいる状況である。
- ・建築基準法第12条に基づく調査、点検については、不特定多数の人が利用する建築物について、専門技術を有する資格者で定期的に調査、点検を行うことが定められている。
- ・その第12条の点検内容には、特定建築物定期調査、建築設備定期点検、防火設備定期点検、昇降機等定期点検の4つがある。
- ・そのうち1つ目と2つ目の特定建築物定期調査と建築設備定期点検については、特定行政庁である京都府が調査すべき建築物の規模や用途を定めており、本市の小中学校は、その対象となる建築物ではない。
- ・しかし、建築基準法第8条第1項においては、建築物を常時良好な状態に維持するよう努めることが義務付けられていることから、外壁落下の恐れがないか、危険箇所がないか等について、学校と連携し確認を行い、必要に応じて修繕等を実施している。

・また、3つ目と4つ目の防火設備定期検査及び昇降機等定期検査については、資格を有している事業所に業務を委託し、法に基づく検査を実施しており、検査の結果、是正の必要がある場合は、その改善に努めている。

【2回目以降】

【質問の要旨】

①防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策では公立小中学校施設の老朽化対策がうたわれているが、本市の令和7年度までの修繕や改修の計画はどのようなになっているか。

(答弁)

・本市においては、国の加速化対策の一環である防災機能強化事業を活用し、体育館照明器具のLED化改修を令和3年度から行っており、令和6年度で全ての市立小中学校体育館の改修が完了する予定である。

・このほかの老朽化対策としては、令和2年3月に策定した福知山市学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に改修を進めており、その代表的なものとしては外壁の改修や、屋上の防水工事がある。

・外壁工事については、令和5年度までに雀部小学校と日新中学校の外壁工事を完了し、令和5年度から6年度にかけては南陵中学校で実施中である。また、令和6年度においては桃映中学校での実施を予定している。

・次に、屋上の防水工事については、令和5年度までに桃映中学校、南陵中学校、日新中学校の3校で実施し、令和6年度には、惇明小学校と修斉小学校で実施予定である。

・これらの令和6年度に実施予定の事業にかかる経費については、今回の令和6年度当初予算案に計上している。

・令和7年度についても外壁改修、屋上防水ともに計画的に事業実施を行う予定である。

・その他、緊急に対応すべき事態が生じた場合は、その都度改善を行っていく。

【質問の要旨】

②全国では体育館の空調、バックアップ電源の整備や、トイレの洋式化などを中心とした現行の計画を中心に取組みが進められているが、老朽化対策のなかで外壁落下対策をしっかりと行う必要があると考える。御市の見解は。

(答弁)

・本市では、令和2年3月に策定した福知山市学校施設長寿命化計画の見直しを令和6年度に行うこととしている。

・計画の見直しにあたっては、建築物の老朽化の程度を調査するとともに、特に外壁、屋根、屋上等については個別に劣化状況等の調査を行い、必要となる対策を計画に盛り込むこととしている。

【質問の要旨】

③さらに政府においては、令和5年6月に国土強靱化基本法を改正し、今後の方針となる国土強靱化実施中期計画を法定化したことを受けて、令和7年度以降においても引き続き学校施設の老朽化対策を推進している。福知山市においては外壁落下防止対策を含めた老朽化対策を進めるべきと考えるか、御市の見解は？

(答弁)

・令和6年度に見直しを予定している福知山市学校施設長寿命化計画の計画期間は、令和11年度までである。したがって、令和7年度以降においても、その計画に則って対策を行っていききたい。

・また、計画に記載のない個所についても、早急に改善が必要と判断される危険性の高いものについては、緊急的な対応も含め、早期の改善を図っていききたい。

・子どもたちの安全を守るために、引き続き、外壁落下防止対策をはじめとした老

朽化対策を計画的かつ積極的に進めていきたい。

【質問の事項】

中学校での献血教育推進について

【質問の要旨】

①中学校における献血テキストの活用や献血セミナーの実施についてはどうか。

(答弁)

・厚生労働省が献血の普及啓発のため、高校生及び教員用テキスト「けんけつHOP STEP JUMP」を作成し、令和4年2月に全国の高等学校等に配布したことは承知している。

・また、赤十字血液センターが、将来の献血を支える世代の学生等を対象として、献血の仕組みや必要性を説明する学習プログラム「献血セミナー」を実施していることも承知している。

・しかしながら、献血が可能な年齢は法的に16歳からとなっており、中学生は対象となっていない。

・また、現行の学習指導要領の中では、献血教育についての明確な位置づけは示されていない状況である。

・本市においては、現時点では中学校での献血テキストを用いた学習や献血セミナーの実施は予定していないが、日本の将来を担う小中学生が、献血に対する理解を深めることは重要であり、関係各機関の啓発活動には協力していきたい。

【2回目以降】

【質問の要旨】

①昨年6月、献血について政府の骨太の方針に盛り込まれたが、どう捉えているか。

(答弁)

・令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023（骨太の方針）」の第4章「中長期の経済財政運営」の2「持続可能な社会保障制度の構築」の中に、献血への理解を深めると示されている。

・そして、その注釈に「小中学校現場での献血推進活動を含む」と記されていることも確認しているところである。

・この国の方針も含め、以前から厚生労働省から「中学生を対象とした献血への理解を促すポスター」が、例年2月頃に各中学校に送付されており、学校内で掲示し啓発に努めている。

・献血への理解と該当年齢に達した際の協力につなげる啓発については、教育委員会としても、厚生労働省、日本赤十字社が実施する様々な機会を活用しながら、教職員が理解を深め、献血教育が進むよう、努めていきたい。

次に、令和6年第1回福知山市議会定例会では、代表質問が3月5日、6日の2日間行われました。教育委員会としての答弁内容について概略を報告させていただきます。

教育委員会への質問につきましては、2人の議員から3項目ございました。

3月5日には、中嶋議員より、1項目の御質問がありました。

質問事項は、福知山公立大学情報学部との連携のもと進めております「ラーニングイノベーション・プロジェクトの成果と課題、今後の展望を問う」ということでした。令和3年度から令和5年度までを研究開発期間と位置付けてきましたが、この間の学習データを分析するシステムの構築とタブレット型端末を活用した教育ツールの開発について御説明しました。学力分析システムについては、教員の指導力や児童生徒の学力の向上に生かしていくこと、教育ツールとしての心の可視化ツールについては、児童生徒の気持ちの変化に気づいたり、不登校の未然防止に役立てたりするツールとして活用して

いく方向性についてお答えしました。

次に3月6日には、大谷議員より、1点目「学校施設の老朽化対策・防災機能強化の推進について」、2点目「中学校での献血教育推進について」の御質問がありました。

1点目では、学校施設の築年数や、建築基準法第12条に基づく調査、点検の状況について御説明し、令和7年度までの修繕や改修の計画、また、本市においての外壁落下防止対策を含めた老朽化対策についてお答えしました。

2点目では、中学校における献血テキストの活用や献血セミナーの実施についての御質問でした。現行の学習指導要領の中では、献血教育についての明確な位置付けは示されていない状況であり、現時点重要性は理解しているものの、献血テキストを用いた学習や献血セミナーの実施は行っていないことを御説明しました。また、以前から厚生労働省から「中学生を対象とした献血への理解を促すポスター」が、例年2月頃に各中学校に送付されており、学校内で掲示し啓発に努めていることをお答えしました。

なお、令和6年度の教育委員会予算案について、13日の予算審査委員会、19日の予算審査委員会総括質疑で、様々に御質問等があり対応しました。令和6年度予算案については、27日の本会議で議決される予定です。

私からの報告は以上です。何か御質問はございませんでしょうか。

全委員 特になし。

廣田教育長 本日は決議事項がありませんので、報告・説明事項1の「教育長決裁による後援承認事項について」説明をお願いします。

4 報告・説明事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

小笠原教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

- No.58 定期演奏会2024 福知山公演
- No.59 第46回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会
京都府予選福知山市ブロック予選会
- No.60 福知山東ライオンズ杯 第32回日本海高校ソフトテニス大会
- No.61 子育てセミナー
- No.62 ボーイスカウトとあそぼう ワクワク自然体験あそび

廣田教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

塩見委員 今年度も終わりに近づいてきました。今年度1年間でたくさんの様々な後援を承認してまいりましたが、それぞれの後援したものについては、事業終了報告書が提出されていると思います。1年間の事業終了報告書を振り返って何か特筆すべき内容があったら教えてください。

岸見生涯学習課長兼中央公民館長

ただいま御質問をいただいた内容につきましては、毎回報告書をいただいております。その中で、やはり福知山市内の市民の方々の参加が限定的であったり、少数であったりするものについては、今後承認するかどうかということも含めて、検討が必要かと思っております。私も1年間見させていただいた中で、承認する基準を今一度見直す必要があると考えております。3月中に、要綱の一部改正を予定しております。来年度の初回には、報告事項として詳細を御説明できるかと思っております。教育委員会として、各種事業の後援が必要かどうかを今一度見直すこと

も含めて、次年度以降を取り組んでいきたいと思っております。

八瀬次長兼学校教育課長

学校教育課としましては、今年度の後援の状況で特筆すべきものという部分でのお答えにはなりません。これまで特に対象者を児童生徒とする事業については、今年度の途中まで学校教育課で対応しておりました。しかし、対象者が小学生又は中学生ということのみで、学校教育課が対応するというのも少しおかしいのではないかとということで、その趣旨目的等を確認した上で対応することにいたしました。結果として生涯学習課、広い意味での生涯学習という位置付けの後援が多いものであろうかと考えております。今後についてもそういう傾向になるのではないかと考えております。

塩見委員 はい、よく分かりました。

廣田教育長 この件については、課題意識をもって、取り組んでいるということで御理解いただけたらと思います。
ほかに御質問はありませんか。

全委員 特になし。

廣田教育長 では次に、報告・説明事項2の「福知山市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について」の説明をお願いします。

(2) 福知山市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

西躰教育総務課長 ～資料に基づき説明～

今回、福知山市教育委員会の公印規程の一部改正ということで、御説明させていただきます。内容につきましては、会議案27ページ、28ページの新旧対照表で御説明させていただきます。

公印の使用について、従前は、電子計算機による公印、所謂電子公印についての規定を設けていなかったのですが、現状に合わせて、今回改正をさせていただいております。27ページの第8条「電子計算機を利用して証明又は通知を行う場合は、教育総務課長の承認を得て。電子計算機に公印の印影を記録し、当該電子計算機の制御の下にある印刷装置により打ち出された印影を公印として使用することができる」を追加しております。

廣田教育長 何か御質問ございませんでしょうか。

全委員 特になし。

5 閉会

廣田教育長が閉会を宣言。